

香芝市情報公開条例施行規則及び香芝市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第16号

香芝市情報公開条例施行規則及び香芝市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

(香芝市情報公開条例施行規則の一部改正)

第1条 香芝市情報公開条例施行規則(平成12年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第27条」を「第22条」に改める。

第6条中「第30条」を「第24条」に改める。

(香芝市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正)

第2条 香芝市情報公開・個人情報保護審査会規則(平成12年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「香芝市情報公開条例(平成12年条例第28号)第25条」を「香芝市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年条例第24号)第12条」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第5条を第4条とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。